

# 社会福祉法人本覚寺苑 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人本覚寺苑の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、役員等が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に係る報酬及び交通費は支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬等は支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円

3 理事会及び評議員会に出席したときは、法人所在地と自宅までの距離が20kmを超える出席者に限り交通費を支払うことができる。なお、当該交通費は最寄りの公共交通機関を利用した場合の費用により算出するものとする。

(役員及び評議員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。但し、出勤時間は最低1時間以上とし、月額の上限を100,000円とする。

	報 酬 (日額)
理事長業務報酬等	10,000円

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
理事及び評議員業務報酬等	10,000円

- 3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
監事監査指導報酬等	10,000円

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。

- 2 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。